

平成26年度第1回

通算第111回

函館市公文書公開審査会会議録

開催日時	平成27年2月2日（月曜日） 午後3時
開催場所	市役所8階第2会議室
議 題	1 制度の運用状況について（報告） （公開） 2 その他 （公開）
出席委員	小笠原 義正 委員，河野 正樹 委員，高木 康一 委員 永盛 恒男 委員，山崎 英二 委員
欠席委員	なし
事務局の出席者の職氏名	吉本 憲弘 総務部文書法制課長 栗田 守 総務部文書法制課主査
傍聴者	報道関係者 2人

山崎会長	ただいまより、第111回函館市公文書公開審査会を開
	会いたします。
	委員の皆様には、お忙しいなかお集まりいただき、あり
	がとうございます。
	会議の進行については、審査会規則第3条第2項の規定
	に基づき、会長が議長を務めることとなっておりますので、
	私のほうで進めさせていただきます。
	会議を始めるに当たって、本日の会議内容には審査する
	議題がございませんので、公開して支障がないと思います
	が、よろしいでしょうか。
	(異議なしの声あり)
	では、会議は公開で行います。
	会議は公開で行いますが、傍聴される方には会議の進行
	に支障のないよう、くれぐれも御協力をお願いします。
山崎会長	では、早速、本日の議題に入りたいと思います。議題の
	(1)「制度の運用状況について」事務局から報告願います。
吉本課長	はい。それでは、事前に配布してございます、「平成25
	年度の情報公開制度・個人情報保護制度の利用状況」の冊
	子によりまして御説明申し上げます。
	はじめに、「1 情報公開コーナーの利用状況」につい
	てです。情報公開コーナーでは、市が発行する刊行物の市

	政資料をはじめ、行政運営における公正の確保と透明性の
	向上を図るため各部局で定めている要綱、要領等を、また、
	出資法人の経営状況を説明する文書を備え付けております。
	さらに、国や他の自治体の資料、市の各種審議会の会議
	録などを備え、情報提供の充実に努めているところでござ
	います。平成25年度に情報公開コーナーを利用した方は、
	のべ647人でした。利用者の内訳は、情報公開
	制度による「公文書の公開請求」に係る利用が79人・
	827件でした。また、個人情報保護制度による自己情報
	の開示請求に係る利用が7人・12件でした。ま
	た、行政資料の閲覧および相談・案内に係る利用が382
	人・449件、行政資料等の写しの交付に係る利用が179
	人で、写しの交付実績は、表1のとおりとなっております。
	次に、「2 情報公開制度の実施状況」についてござ
	います。公開請求に対する処理状況は表2のとおり、公開
	629件、一部公開146件、非公開48件、取下げ4件で、
	合計827件となっております。平成25年度におきま
	しては公開請求の決定に対する不服申立てはありませんで
	した。
	なお、繰り返し公開請求されて全部公開された公文書
	や、ホームページなどで公表された情報につきましては、

	その一部を情報公開コーナーに配架しまして、公開請求に
	よることなく情報提供できるようにして、市民の利便の向
	上に努めているところでございます。たとえば、食品衛生
	法等に基づく営業許可施設一覧や理容所、美容所一覧、医
	療施設一覧などございまして、平成25年度における、
	これらの写しの交付実績は125人となっております、
	以前であれば公開請求をしていた方が、行政資料の写しの
	交付の利用に移っている状況であります。
	2ページ目をお開き願います。各実施機関別の請求件数
	は、表3のとおりとなっております、この分野別の内訳は、表
	4のとおりとなっております。実施機関別では、市長あて
	の請求が最も多く、全体の8割を超えております。また、
	分野別にみますと、民生Ⅰの分野の請求が最も多く、次い
	で財務分野、教育分野となっております、この3つで全体の8
	割を超えます。
	公開請求の内訳の詳細につきましては、4ページから10
	ページまでの別表1に記載のとおりでございますが、その
	うち、請求内容による分類で主要な請求をみてまいります
	と、街区符号・住居番号決定通知書の公開請求が255
	件と、民生Ⅰの分野の約5割を占めております。これらは
	全部公開です。別表1で言いますと整理番号のNo.1の手前

	の 9 8 件，No. 7 の 7 5 件，No. 1 6 の 次の 8 2 件です。
	次いで多い請求が，社会福祉法人の決算書類に関する公
	開請求で，合計で 1 4 5 件と，こちらも民生 I の分野の請
	求でございます。件数の約 3 割を占めております。これ
	は，整理番号でいいますと No. 3 ， No. 1 5 ， No. 2 0 ， No. 3 0 ，
	No. 3 1 ， No. 3 3 になります。これらは一部公開とされた部
	分がありまして，非公開理由としましては，法人の印影に
	ついては，法令秘として非公開となり，特定個人の年齢，
	勤務先に関する情報については，個人情報として非公開
	となり，法人の金融機関，取引先，預金種別などの情報
	については，法人等不利益情報として非公開となっております。
	次に多いのが，函館市中央図書館の要綱，要領，マニユ
	アル，組織機構関係の書類および業務委託関係書類に關す
	る公開請求が 8 9 件ありました。整理番号は No. 4 0 です。
	これは，一部公開の決定となっております。非公開理由
	としましては，法人の印影について，法令秘として非公開
	となりました。なお，一部の提出されていない書類につき
	ましては，公文書を保有していないことを理由として非公
	開となっております。
	また，特定の団体が実施する事業に対する補助金，交付

	金，負担金等の交付決定金額とその決算内容に関する請求
	が79件ありました。整理番号は，No.10です。これは，
	一部公開の決定となっており，非公開理由としましては，
	特定個人の障害福祉サービスの利用状況および債権内容が
	判明する情報については，個人情報として非公開となり，
	法人の取引先，預金種別に関する情報については，法人等
	不利益情報として非公開となりました。また，一部の提出
	されていない書類については，保有していないため非公開
	となっております。
	以上が請求内容により分類しました平成25年度の主な
	公開請求でございました。
	なお，平成26年度は，4月から12月までの公開請求
	は，86人・1,750件となっております。対前年比
	では人数が37人の増加，件数が1,005件の増加となっ
	ております。件数増の主な理由は，大間原発に関する公開
	請求が620件ありまして，これが大きい要因であります。
	平成26年度における不服申立ては，現在までのところご
	ざいませぬ。
	次に2ページ中ほどの「3 個人情報保護制度の運用状
	況」についてでございます。
	市が個人情報の収集等を開始する場合に必要な手続であ

	る届出の状況は、平成26年3月31日現在2,913件で、
	実施機関ごとの内訳は、3ページの表5のとおりです。この届
	出は、個人情報保護条例第6条第1項の規定により、実施
	機関が継続かつ定型化して個人情報の収集・保管・利
	用を新たに行う場合や、届け出た個人情報の収集等を廃
	止する場合などに、提出することが義務付けられているも
	のでございます。なお、総件数では、前年と比べて3件増
	加しております。制度の廃止や事業の見直しによる減と、
	平成24年7月から市所有施設での職員用駐車場の有料化
	が実施されたことに伴う事務が新たに発生したことに伴う
	増が相殺された結果でございます。
	次に目的外利用でございます。制度に基づき、例外的に
	個人情報の収集の目的の範囲を超えて、保有個人情報を市
	の内部で利用した目的外利用は、3ページ右上の表6のと
	おり14の課において185件となっております。
	次に外部提供です。国や道などの他の地方公共団体など
	の市の外部に、収集目的の範囲を超えて個人情報を提供
	する外部提供につきましては、3ページ下の表7のとおり
	16の課におきまして、132,695人分となっております
	ます。外部提供した個人情報の所管課および主な提供内容
	や提供先のうち、主なものでございますが、表7の左側、

	上から 2 番目の財務部税務室では、主に市・道民税の課税
	状況に関する情報などを税務署や他の地方公共団体などに
	60, 220 人分提供しております。
	また、その 3 つ下の保健福祉部介護保険課では、介護保
	険サービス認定調査票などの情報を、訪問介護等の介護サ
	ービス計画を作成するために、指定居宅介護支援事業者な
	どに対して 51, 347 人分提供しております。
	以上、外部提供についてございました。
	次に、自己情報の開示請求の内容、決定の状況等につき
	ましては 12 ページの別表 2 のとおりとなっております、
	この決定に対する不服申立てはありませんでした。
	平成 25 年度の請求は、全て自分の情報を見たいという、
	開示請求についてのもので、のべ 7 人から 12 件の請求が
	ありました。
	このうち、3 人の方に全部開示、2 人の方に一部開示、
	また、請求に係る個人情報を持っていないことから 2 人
	の方に非開示の決定を行っております。一部開示の決定と
	なった方は 2 人でございますが、開示にならなかった理由
	は、まず別表 2 の整理番号 3 の生活保護の実施に関する文
	書の開示請求でございますが、面接員の所見や福祉事務所
	の方針を記載した部分などについては、開示によって請求

	者に誤解や予断を与えて今後の自立助長等の適正な指導に
	支障をきたすおそれがあるとの理由から、また、請求者以外
	の情報が記載された部分については請求者である本人の情
	報に該当しないとの理由で非開示となっております。
	次に整理番号6の戸籍抄本等の請求書についての開示請
	求でございますが、戸籍の請求書に記載された請求者の住
	所・氏名・生年月日などについては、戸籍法に基づく要件
	を満たして請求を行ったという正当な権利の行使の結果と
	して市長が保有する第三者の情報であり、この者のプライ
	バシーを損なうおそれがあり、市の適正な行政執行を妨げ
	るおそれがあるとの理由で非開示となっております。
	以上が平成25年度の個人情報保護制度でございました。
	なお、平成26年度の4月から12月までにおきまして
	は、自己情報の開示請求がのべ7人・24件あり、対前年
	比で1人増加・14件増加となっております。現在まで不
	服申立てはございません。
	以上が、情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況で
	ございます。
	次に、本日「函館市個人情報保護条例の一部改正（案）
	に対するパブリックコメント手続きの実施について」とい
	う資料を机上に配布させていただきました。これは、「行

	政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
	等に関する法律」いわゆる番号法が平成25年5月31日
	に公布され、この番号法に対応するために、現在、条例等
	の改正について、準備を進めているところでございまして、
	ちょうど、本日からパブリックコメントを開始するところ
	でございます。
	番号制度の導入後は、特定個人情報という新たな個人情
	報の概念が登場し、これは個人番号をその内容に含む個人
	情報を指しますが、この特定個人情報についての自己情報
	の開示請求が増加することも考えられます。不服申立てが
	あった際には審査会にお諮りすることになることから、条
	例改正の内容がどのようなものであるか、パブリックコメ
	ントの資料に基づいて、若干御説明させていただきます。
	資料のトップページ、2の概要・趣旨・背景に記載して
	おりますように、個人情報保護制度は、平成3年6月から
	個人情報保護条例を施行してこれまで運用され、制度とし
	て定着していると考えているところでございます。そこ
	に、番号法が公布されました。これに伴い、番号法と函館
	市個人情報保護条例が齟齬をきたす部分が若干あります
	ことと、番号法において条例で措置するように求められて
	いる部分があり、これらに対応するために、市が保有する

	特定個人情報の適正な取扱いを確保するための改正と、番
	号法との整合を図るための改正を行い、併せて、番号法と
	は直接は関係しませんが、個人情報のより適正な保護を図
	るために、新たに、派遣労働者が市で事務を行う場合の責
	務規定や罰則規定を設けるための改正を行おうとするも
	のです。
	次に、「函館市個人情報保護条例の一部改正(案)につい
	て」と書かれた資料をご覧いただきたいと思います。条例
	改正の理由につきましては、今述べた3点が書かれており
	ます。
	2の条例改正の内容に進みます。
	「(1)番号法の施行に伴い市が保有する特定個人情報に
	ついて措置を講ずる条例改正」ですが、いきなり条例改正
	の中身に入りますと分かりにくいので、まず番号法と個人
	情報保護条例の関係がどのようになっているかを最初に説
	明させていただきます。
	別紙1のページをお開きいただきますと相関図がござい
	ます。これを参照していただきながら説明させていただこ
	うと思います。
	従来の個人情報の枠組みがどのようなものであったかに
	ついてですが、一番下の土台になります個人情報保護法で

	は基本理念を定めておりまして、これに基づきまして、個
	人情報を保有する主体ごとに、民間の事業者であれば個人
	情報保護法、行政機関であれば行政個人情報保護法、独立
	行政法人等であれば独立行政法人等個人情報保護法、地方
	公共団体は、それぞれの地方公共団体の条例により保護措
	置が定められております。
	この個人情報保護の枠組に新しく番号制度が加わってき
	ました。番号法と今までの個人情報保護法制との関係がど
	のような関係にあるかですが、番号法の施行に伴い特定個
	人情報というものが存在することになります。特定個人情
	報といいますのは、個人番号がその内容に含まれた個人情
	報で、特定個人情報といえども定義上は通常の個人情報の
	枠内に入りますので、既存の個人情報保護法制の適用を受
	けるということに、まずはなります。ただ、個人番号自体
	が個人の識別性が高いということで、悪用された場合の危
	険性が一般の個人情報より高いので、番号法では現行の制
	度に対する特別法として、特定個人情報の保護措置を現行
	の個人情報の保護措置よりも手厚い措置として規定してい
	ます。
	その手厚い措置の定め方が番号法では2種類あります。
	新しく条文に書き起こして直接規定している場合と、現行

	の法律を読み替えて規定している場合です。直接規定して
	いる場合とは、通常の規定の仕方であり、例えば、「何人
	も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人
	情報の提供をしてはならない。」といった書きぶりです。
	読み替えて規定している場合とは、例えば、「特定個人情
	報に関しては、現行の法律にある〇〇という字句は△△と
	読み替える。」というような規定の仕方です。
	この読替規定は、番号法の第29条と第30条に定めて
	あります。この直接規定と読替規定の2つの規定方法のう
	ち、番号法で新しく条文に書き起こして直接規定している
	ものにつきましては、国や地方公共団体である函館市にも
	直接番号法が適用されます。しかし、一方で、番号法で読
	み替えて規定している部分につきましては、読替えの対象
	が、個人情報保護法や、行政機関個人情報保護法等の法律
	の読替えに限られており、地方公共団体がそれぞれ定める条
	例は、番号法で画一的に読み替えて規定することができな
	いため、番号法に条例の読替えが置かれていないという状
	況になっております。したがって、その法律で読み替えて
	規定されている保護措置の部分が、地方公共団体では残さ
	れた形になっております。この、残された部分といいます
	のは、番号法において国の行政機関個人情報保護法等の読

	替えて規定されている部分であり，これらの読替えて措置
	している趣旨を踏まえて，各地方公共団体がそれぞれ条例
	改正等で必要な措置を講じるように求めています。この求
	めが，番号法の第31条に規定されており，この規定に基
	づきまして，それぞれの地方公共団体が条例改正等の措置
	を講ずる必要があるという状況に置かれております。今後，
	措置を講じなければならない事項につきましては，「地方
	公共団体における番号制度の導入ガイドライン」が国から
	示されておりました。別紙2として抜粋して添付しており
	ます資料に記載されております。このガイドラインに沿う
	形で函館市の条例はどのような改正が必要なのか検討い
	たしまして，改正内容がどのようなになったのかが，「函館
	市個人情報保護条例の一部改正(案)について」の「イ 条
	例改正の考え方および改正内容」(ア)から(エ)までに掲げ
	ている部分になります。(ア)と(イ)の部分では，新しく登
	場した特定個人情報と既存の個人情報の取扱いが異なる
	形になることから，今までの個人情報の規定は今までの個
	人情報保護用の規定とし，新たに特定個人情報保護用の規
	定を設けるという改正をしております。
	(ア)につきましては，利用および提供の制限に関する規
	定の改正でございます。これは既存の個人情報で言います

	と，個人情報の目的外利用や外部提供が規制されている部
	分に相当します。この部分について，通常の個人情報と特
	定個人情報で取扱いが異なるために，新たに特定個人情報
	用の保護措置について定めることとなります。
	まず，目的外利用についてです。特定個人情報は情報提
	供等記録と情報提供等記録以外の個人情報の２種類に分か
	れております。情報提供等記録とは何かというと，番号制
	度が開始しますと情報提供ネットワークシステムを通じて
	地方公共団体間や，国と地方公共団体の間，都道府県と各
	市町村の間などで情報のやり取りをします。その情報のや
	り取りに不正なやり取りがないかを証拠保全するような
	目的で，情報のやり取りが行われた都度，その内容につい
	てどのようなやり取りがあったのかを記録したものが情
	報提供等記録でございます。情報提供等記録は，個人情報
	の中でも少し特殊な情報になり，目的外利用する動機がそ
	もそもそもありませんので，目的外利用を認めないこととし，
	情報提供等記録以外の特定個人情報につきましては目的外
	利用できる範囲を２つの場合に限定いたします。
	次に(イ)は，市民の方からの自己情報の請求権として，
	開示請求・訂正請求・削除請求・中止請求の４つの請求権
	がありますが，そのうちの削除請求と中止請求ができる場

	合の要件が、新しく登場する特定個人情報と今までの個人
	情報で取扱いが異なるため、特定個人情報用の新たな削除
	請求・中止請求に関する規定を設けようとするものです。
	特定個人情報に関しましては、情報提供等記録とそれ以外
	の特定個人情報で取扱いが異なっており、情報提供等記録
	はその性質上、削除請求や中止請求を認めないこととし、
	それ以外の特定個人情報につきましては、番号法違反の場
	合を請求事由に加えるなど、国の請求事由に準じた形で規
	定しようとしております。
	(ウ)につきましては、費用の負担に関する件でございま
	す。国の行政機関の場合は、開示請求手数料が有料であり、
	特定個人情報については、請求手数料の減免を認める取扱
	いにするということになっておりますが、当市はもともと
	開示請求の手数料が無料ですので、特定個人情報について
	も現行の個人情報の費用負担と同様に取り扱う改正を行
	います。
	つづいて(エ)につきましては、他制度との調整に関する
	規定の改正です。これは国の行政機関の取扱いに準じた改
	正をしようとするものです。例えば、他の個別法で請求制
	度や閲覧制度がある場合には、個人情報保護条例によらず、
	他法により行うということが条例中に規定されておりま

	す。しかし、特定個人情報に関しては、請求の間口を広げ
	るという意味で、他法に請求権がある場合でも、条例上の
	請求権を規制せずに、どちらでも請求ができるようにする
	という内容になっています。
	以上が番号法の施行に伴い、函館市が保有する特定個人
	情報について保護措置を講ずる改正についての説明でご
	ざいました。
	次に(2)として派遣労働者の責務規定・罰則規定の新設
	とあります。直接的には番号法とは関係はございませんが、
	現在、臨時職員・嘱託職員を全て含めた職員、委託業務に
	係る受託者および公の施設の指定管理業務に携わる者に
	ついては、責務規定や罰則規定の対象になっております。
	しかし、派遣契約に基づいて市が派遣を受けて市の事務が
	行われた場合には、市と派遣労働者の間に指揮監督の関係
	はありますが、雇用関係はないという関係にあるため、条
	例の規制の対象となる職員や受託者、指定管理者のいずれ
	にも該当しません。今まで、派遣労働者が市の事務を行う
	ことは想定されていませんでしたが、今後、派遣労働者が
	事務を取り扱う場合が考えられますので、個人情報のより
	適正な保護を図るために改正をしようとするものです。
	まず、実施機関側に対し、派遣労働者に対して個人情報

	の漏えいを防止するなどの必要な措置を講じさせなければ
	ならない旨を規定し、次に、派遣労働者側に対し、その役
	務の提供に関して知り得た個人情報などをみだりに他人に
	知らせたり、不当な目的に利用してはならない旨を規定し
	ます。
	それから、罰則として、正当な理由がないのに個人の秘
	密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供
	したときの罰則規定の対象者に派遣労働者を加えます。第
	26条で改正した効果は、第27条にも及びます。第27
	条は個人情報を自己または第三者の不正な利益を図る目
	的で提供し、または盗用したときの罰則です。
	これらが派遣労働者の関わりでの改正でございます。
	つづいて、番号法との整合を図る等の規定の整備でござ
	います。個人情報の定義が番号法で定義された個人情報と
	若干ずれる部分がありますので、その部分を調整する規定
	の改正を行い、また、新しく用語を定義します。さらに、
	個人情報保護条例には存否応答拒否に関する規定を明文
	化していなかったことから、これを加える改正を行ってお
	ります。その他にも、もろもろの規定の整備を行っており
	ます。条例の施行日は平成27年10月1日を予定してお
	ります。10月1日は特定個人情報を保有する日です。一

	部，平成28年1月1日に施行をずらしている部分があり
	ます。1月1日は，個人番号の利用が開始される日です。
	平成28年1月1日から施行する部分は，目的外利用を例
	外的に認める規定である第8条の2第2項の部分ですが，
	目的外利用の例外を認めるのは実際に個人番号の利用が
	開始された日以後でしか考えられないことから，平成27
	年10月1日ではなく，平成28年1月1日の施行として
	おります。
	以上が函館市個人情報保護条例の一部改正について，パ
	ブリックコメント手続きをする内容の説明でございまし
	た。
山崎会長	ありがとうございました。
	今日は予定しておりました情報公開コーナーの利用状況，
	情報公開請求の実施状況，個人情報保護制度の利用状況に
	ついでの報告説明でございました。あわせて番号法による
	条例改正について，どういう改正をしようとしているのか
	についての御説明がありました。
山崎会長	事務局からの説明に対しまして，各委員からご質問等ご
	ざいませんでしょうか。
小笠原委員	難しかった。
山崎会長	個人情報保護条例の一部改正ですが，パブリックコメン

	トは市政はこだてか何かに載せて広報するわけですか。
吉本課長	市政はこだては2月号に載せております。また、函館市のホームページに内容を載せております。
山崎会長	一般の市民の方が理解して、意見を寄せられるだろうか。逆に意見を寄せた場合に、その意見に対する個別の回答はしませんとなっているわけですが、それがもし、意味のある意見であったという場合は反映する余地があるのでしょうか。それとも意見を聴くだけで全く検討の余地はないものですか。
吉本課長	意見が確かにそのとおりで、修正が必要であると考えられる場合であれば、当然修正がでてくる可能性はあります。
山崎会長	個別に回答はせずに、市として判断するわけですね。
吉本課長	個別に回答はしませんが、同種の意見ごとにまとめて、それに対する市の考え方を述べたものは公表いたします。対応として修正が必要だと考えた場合は、その考え方を載せます。
山崎会長	個別回答はしないが、ある程度、このように反映したということを市政はこだてなどで公表するのですか。
吉本課長	市政はこだてには掲載しませんが、ホームページには載せます。

山崎会長	派遣労働者についても規定するというのですが、今ま
	で市のほうとしては派遣労働者のことは考えていなかった
	から置いてなかったということですがけれども、現にいるの
	か、今後、派遣労働者を採用する予定なのかについては
	どうですか。
吉本課長	現在はおりません。臨時福祉給付金の事務を行ったとき
	に派遣労働者が事務を取り扱ったという事例が実際に発
	生しました。そのときの個人情報保護措置につきましては
	契約上の縛りで保護はかけました。条例の適用については、
	調査したところ適用対象にはできないということが分か
	りまして、そこから改正が必要ということになりました。
	今後も一時的に大量の事務を大勢の人手で行わなければ
	ならない事案が発生したときには、派遣労働者により市の
	事務を行うことが十分考えられますことから、条例上規定
	をしておく必要があると考え、他都市での規定も調査した
	ところ、置いている市がありまして、その規定を参考にし
	ました。
小笠原委員	参考のために今のお話をもう少しお聞きしたい。この改
	正条文の第20条の3第1項は、実施機関は派遣労働者に
	対し、個人情報の漏えいを防止する等の措置を講じさせな
	ければならない。と書いてありますね。「講じなければな

	らない」ではなく「講じさせなければならない」となって
	いるのはどうしてですか。
吉本課長	実施機関自身が、まず、派遣労働者が不正な行為をしな
	い、派遣労働者によって個人情報を取扱いが適正に行われ
	るような状態にしないとイケない、という規定です。
小笠原委員	という規定ではないですよ。
	派遣労働者に措置を講じさせなければならないのだから、
	措置を講じるのは派遣労働者ではないのか。
吉本課長	実施機関は、派遣労働者に対して、必要な措置を講じさ
	せなければならないのです。
小笠原委員	だから、するのは派遣労働者だという気がする。
	普通、講じなければならないというのならば、すんなり
	読めるのだけれども、講じさせなければならないという、
	派遣労働者に対してきちんとしなさいよと、防止措置を示
	しなさいということを、言わなければならないように思う。
吉本課長	実施機関が派遣労働者にそういう措置を講じさせなけれ
	ばイケないと言っています。これは、実施機関は複数ある
	のですが、条例の立場として、実施機関というものは派遣
	労働者に対してこういう措置を講じさせないといけないで
	すよということです。
小笠原委員	派遣労働者に対してそういう措置を講じなければならな

	いという表現になるのではないですか。講じさせなければ
	ならないではなくて。
吉本課長	派遣労働者に講じなければならないという表現にはなら
	ないと思います。
小笠原委員	先ほど課長のおっしゃった趣旨だとそういう表現になる
	のでは。僕もそうだろうと思ったのだが、表現が違うもの
	だから伺っている。
永盛副会長	少しよろしいですか。小笠原先生が言うのと、吉本課長
	のお話は、誰が講じるかということで、主語の話ですね。
小笠原委員	そうです。
永盛副会長	実施機関が講じるのか、派遣労働者が講じるのかという。
	派遣労働者が講じるときには、実施機関は派遣労働者に講
	じさせることになるわけです。ところが講じるのが実施
	機関だとすれば、実施機関は派遣労働者に対して個人情報
	を漏らさないような措置を講じなければいけないとなる
	わけですよ。だから講じさせなければならないというの
	は、実施機関が派遣労働者にさせるわけでしょう、この条
	文で言うと。
小笠原委員	多分この条文で言いたいのは、措置を講じるのは誰かと
	なると、実施機関なんでしょう。
永盛副会長	いえ、派遣労働者だった場合には、実施機関が命じて派

	遣労働者にその措置を講じさせるというふうな理解なん
	でしょうこの条文では。そうですね。
吉本課長	そうです。
永盛副会長	だけれども、小笠原先生は実施機関が講じなければいけ
	ないと。派遣労働者が情報を漏らすことに対して。
吉本課長	派遣労働者に対して講じさせるためには、実施機関が派
	遣労働者に対してこうしてくださいという何らかの方策
	を考えていないと講じさせることはできないので、結果と
	して実施機関はこのような措置を講じてくださいというこ
	とにはなります。
小笠原委員	そうですね。
吉本課長	講じなければいけないのは、派遣労働者側です。そして
	実施機関に派遣労働者側がそうならなければならない責
	務を課しているということです。
永盛副会長	措置を講じなかった場合には、派遣労働者が措置を講じ
	ないわけでしょう。実施機関は講じさせればいいわけでは
	から。
吉本課長	派遣労働者が措置を講じなかった場合には実施機関側が
	講じさせなかったことについて責任を問われるということ
	です。
永盛副会長	いえ、実施機関は講じろと言うわけですね。そうする

	と、講じさせたことにはなるわけで、実際講じなかった
	ら、責任の主体は派遣労働者になるわけでしょう。そうい
	う説明にはなりませんか。
吉本課長	このようにしなさいと言って派遣労働者がそれをしなかつ
	た場合には、その責任は実施機関にあります。
小笠原委員	第20条の3の規定は、派遣労働者の責務を設けたもの
	か、実施機関の責務を設けたものか、簡単にいえばどちら
	なのかということです。
吉本課長	第1項については実施機関の責務で、第2項については
	派遣労働者の責務です。
小笠原委員	第1項は実施機関の義務ですか。そうすると、実施機関
	は派遣労働者に対してそういう措置を講じなければならな
	い、で済む表現ではないですか。
吉本課長	実施機関は講じさせるまでが責務です。
永盛副会長	小笠原先生、参考にしてください。実施機関は派遣労働
	者に対して講じなければならないというのは、どうなので
	しょうか。派遣労働者に対して講じるのではなくて市民に
	対して講じなくてはいけないのでは。
	実施機関は派遣労働者に対して措置を講じるでは、少々
	変ではないでしょうか。意味はわかりますけれども。
山崎会長	雇用関係はないわけですが、雇用関係がないのにここま

	で条例で派遣労働者に規律を求めることができるのかど
	うか、法的構造の問題はどうなのでしょう。
小笠原委員	それは、先ほど契約で縛るといようなお話でした。
山崎会長	契約のなかで。
永盛副会長	採用段階で、採用するに当たって、そういうことを告知
	しておくわけですか。
吉本課長	そうですが、それはあくまでも契約上の義務になります。
山崎会長	契約のなかに盛り込むということですね。
永盛副会長	仕様の内容として告知しておくわけでしょう。講じさせ
	ますよということを。
吉本課長	講じさせる義務が実施機関にはあります。
小笠原委員	講じさせる義務が実施機関にあるということは、派遣労
	働者は何をしなければならないのですか。
吉本課長	派遣労働者は講じなければならないです。講じてその義
	務を実現しなければならない状態に置かれるわけですが、
	もし、それをしなかった場合には、実施機関側は講じさせ
	なかった責任が問われます。
高木委員	派遣労働者の主体性に求めているのですね。派遣労働者
	自らにこうした情報を適切に扱わせるということですね。
	私はまあ何となく分かりました。
河野委員	第1項というのは、派遣労働者の義務ではないのですね。

吉本課長	間接的には派遣労働者の義務になるのかもしれないです
	が、主題では実施機関側の義務ということです。
山崎会長	次に、(3)番号法との整合を図る等の規定の整備、番号
	法の整合の関係ですね。(3)のイで存否応答拒否に関する
	規定というものがありますが、改正に当たって、これまで
	も非開示の理由として文書不存在という形で回答したこと
	も多くあるわけですが、今度は不存在ということ自体が開
	示と同じことになるから、そういうときは言う必要がない
	と規定するということですね。
吉本課長	そうです。
山崎会長	不存在自体が開示したことになるというのはどういう場
	合なのか。少々不親切な、有無も言わずに不開示というの
	は、ちょっと非常に不親切な回答だという感じを受けます
	が、どうですか。
吉本課長	情報公開条例とは異なり、自己情報の開示請求の場合に
	は、それほど事例は多くないかもしれませんが、例えば、
	DVの被害でどこかに避難している母子がいたとして、そ
	の子供の自己情報の開示請求を加害者である父親が法定
	代理人になって請求をするという場合です。これは情報の
	有無を言ってしまった時点で、居場所が特定できてしまう
	おそれがあるということで、その場合には存否応答拒否に

	なると考えています。
永盛副会長	父親が法定代理人で自己情報の開示請求する場合には有
	るか無いかについても明確にしないということですか。そ
	れは意味があるということですね。
吉本課長	請求の仕方としてかなり特定した内容で請求してきた場
	合には、その情報があることを肯定して開示できないとい
	う回答をすると、その回答で相手側に居場所が分かってし
	まうという事態が考えられます。
山崎会長	できるという定め方なので、そこは裁量の範囲なので、
	不存在を回答すること自体が問題がある場合には、それす
	ら回答しなくていいというように改正するということです
	ね。わかりました。
山崎会長	ほかに何かございませんか。
吉本課長	個人情報保護制度の場合には、条例上、個人情報保護運
	営審議会が制度の重要事項について審議していただく附属
	機関になっており、この改正内容につきましては、そこに
	諮りまして、異議はないという答申はいただいております。
	情報公開制度の場合は、審査会自体がそのような審議をする機
	関であり、かつ、不服申立てがあった場合に審議する機
	関になります。個人情報保護制度の場合には制度に關す
	ることにつきましては、審議会のほうで行っていただき、

	審査会のほうは、不服申立てに関する部分のみが所掌事務
	でございます。不服申立てがあった場合には関係があるこ
	とから、改正内容につきまして若干御説明させていただき
	ました。
山崎会長	本来、改正については審議会のほうで行っているという
	ことですね。
	本日の議題は事務局のほうもこれで終わったということ
	のようですが、久しぶりでございますので、何か委員さ
	んのほうから、御発言はございませんか。
	(特になしの声あり)
山崎会長	事務局から何かありますか。
吉本課長	特にありません。
山崎会長	本日の会議はこれで終了します。次回の審査会の予定は
	決まっております。それではこれで終わります。
山崎会長	どうもご苦労さまでした。
	(午後 3 時 5 8 分終了)